

「福岡市立新病院施設整備基金」の概要

1 設置の趣旨

平成20年11月5日、心身障害児（者）を守る会より「新病院のために役立ててもらいたい」という趣旨で寄付金（約370万円）を受領した。

今後、新病院整備を進めるうえでは、基本構想に掲げる「市民をはじめ多くの人に支えられる病院づくり」を目指すべきであり、今回のこの寄付を一つの契機として捉え、「福岡市立新病院施設整備基金」を設置して、広く新病院への寄付を募るもの。

（※昨年受領した寄付金（約370万円）は、最初の寄付としてこの基金へ積み立てている。）

〔参考〕新病院基本構想（27ページ）

（11）市民をはじめ多くの人に支えられる病院づくり

①ボランティア体制の充実（中略）

②基金の拡充等

現在ある小児医療の向上に関する研究活動を行うための小児医療研究基金の拡充など、幅広く支援をいただける仕組みを検討します。

2 条例制定

「福岡市立新病院施設整備基金条例」制定（平成21年4月1日施行）

3 基金の造成

「福岡市立新病院施設整備基金条例」の制定に伴い、新病院への寄付について市内外へ幅広く働きかけを行い、本制度（基金）の造成を図っていく。

- ▶市ホームページへの掲載（4月13日）
 - ▶市政だより掲載（4月15日号）
 - ▶「ふるさと福岡応援寄付」パンフレットへの掲載
- 今後は、他市町村への広報についても検討する。

4 基金の用途

基金の用途については、新病院に関連する施設整備等に充てることとする。

用途例：プレイコーナー、図書室、ボランティアセンター、

その他患者家族向けアメニティ環境整備等

（上記整備事業に関連する備品類も含む。）

福岡市立新病院施設整備基金条例

(設置)

第1条 福岡市立新病院の施設整備事業及びこれに関連する事業に必要な費用に充てるため、福岡市立新病院施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、福岡市病院事業会計予算に計上し、新病院施設整備事業及びこれに関する事業に必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。